

■業務委託契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
384	全般					この契約書(案)において、「発注者」とは「組合」、「受注者」とは「事業者」を示すという理解でよろしいでしょうか。	受注者は事業者ではありません。基本契約をご確認ください。
385	2	第2条	1		契約の保証	契約の保証について、複数年の保証としてもよろしいでしょうか。	可とします。
386	2	第2条	1		契約の保証	契約保証について、工事請負契約と同様に「保証事業会社の保証」を付してもよろしいでしょうか。	認められません。
387	2	第4条	1		一括再委託等の禁止	「…、又は発注者がその主たる部分を…」とありますが、受注者と読み替えてもよろしいでしょうか。	認められません。
388	2	第4条	1		一括再委託等の禁止	「受注者は…請負わせてはならない。」とありますが、運営企業への委託はお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。 (基本契約書(案)第4条(3)には、「運営企業は…再受託する。」とあります。)	ご理解のとおりです。基本契約書と整合をとり、業務委託契約書に反映いたします。
389	3	第7条	1		業務遂行過程の生成物	後段に「受注者は…発注者の指定する場所に運搬する。」とありますが、発注者の指定する場所とは、本施設用地内の保管場所と理解してよろしいでしょうか。	発注者の指定する場所です。したがって、本施設用地内の保管場所とは限りません。
390	3	第8条			損害のため必要を生じた経費の負担	発注者・受注者双方の責めに帰さない事由により発生した損害のために必要を生じた経費の扱いについてご教示願います。	本条の規定のとおりです。なお、不可抗力及び法令変更の適用を否定するものではありません。
391	3	第9条	2		委託料	「前項の定めにかかわらず…運営停止を行った場合…」とありますが、ここでいう「運営停止」の定義をお示し下さい。	ごみピットからごみがあふれた時点とします。
392	4	第9条	4		委託料	遅延損害金の割合が3.1%と規定されていますが、工事請負契約書での規定と異なります。工事請負と業務委託では基準が違うという理解でよろしいでしょうか。	基準は同じですが、本契約は長期にわたることから、率を確定させるという趣旨です。契約時の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率の割合を契約締結時に具体的に規定することになります。
393	9	第9条	4		委託料	業務委託契約書の第9条、第11条、第18条、第30条において、遅延利息を[3.1]パーセントと定めていますが、工事請負契約書では第29条において「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率」と規定されています。業務委託契約においては、遅延利息を[3.1]パーセントに固定されるのでしょうか。または、財務省告示に準じ、[3.1]パーセントを当該年次の遅延利息の率に読み替えるのでしょうか。	No.392に示すとおりです。
394	6	第16条	2		解除の効果	解除権の行使により契約が解除された場合において、受注者は委託料の10分の1に超える額を違約金として支払うとありますが、「各事業年度の年間委託料の10分の1」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書本体の規定と併せ、この旨委託契約書に反映します。
395	6	第19条	1		損害賠償等	第27条は第21条の誤謬ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。この旨委託契約書に反映します。
396	6	第19条			損害賠償等	「但し、第27条の定めるところに従って当該損害が保険金で賄われる場合には」とありますが、「第21条」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	No.395に示すとおりです。
397	7	第22条～第24条			不可抗力	不可抗力の定義は工事請負契約書(案)第24条第1項中に記載の内容と同義と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	8	第25条	3		法令変更によって発生した費用等の負担	消費税率の変更が発生した場合は、お支払時の税率に応じて委託費をお支払い頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
399	8	第27条			業務の引継ぎ等	「受注者は・・・引継ぎ等を行わなければならない。」とありますが、 ①発注者又は発注者が指定する第三者に発生する費用については、発注者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。 ②受注者の責めによらず、「要求水準書第二編第1章第3節4(2)」にお示し頂いた条件を超過する場合の費用は、発注者若しくは発注者が指定する第三者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。 ③第15条第2項及び第3項の規定により、業務の引継ぎが必要となった場合の費用(受注者側の発生費用も含む)は、発注者に負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	①について、ご理解のとおりです。 ②について、ご理解のとおりです。 ③について、本条は原因問わずの規定です。
400	13	別紙3			保険	御組合で加入される予定の保険がありましたらご教示ください。	現時点では決まっておりません。
401	13	別紙3			保険	普通火災保険の対象範囲「本施設」の定義について、業務委託契約書(案)第1条第2項には「業務の対象となる施設(以下「本施設」という。)とあります。入札説明書、用語の定義では本施設に「リサイクルプラザ機能を含む管理棟」が含まれていますが、入札説明書 P.4 業務範囲では「管理棟の運営・維持管理」は貴組合が行う事業範囲となっています。したがって、普通火災保険の対象範囲における「本施設」には、「管理棟」は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。